

**「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」等の  
一部改正に係る意見募集**

「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」等の一部を改正する厚生労働省令が公布され、県の条例等についても同様の改正を行うことを予定しています。

条例等案に関する県民の皆さんの御意見を下記によりお寄せください。

お寄せいただいた御意見は、これに対する県の考え方とともに整理した上で公表することとしております。

なお、個々の御意見には直接回答いたしませんので、あらかじめ御了承願います。

記

1 意見の募集期間

令和6年1月25日（木）から令和6年2月5日（月）まで

2 意見の提出方法

郵送、ファックス又は電子メールで御意見をお寄せください。

(1) 郵送

〒990-8570 山形県山形市松波2-8-1

山形県健康福祉部高齢者支援課 事業指導担当

(2) ファックス

ファックス番号 023-630-3321

(3) 電子メール

ホームページのお問い合わせホームから送信ください。

3 その他

(1) 御意見をいただく様式は任意のものとしませんが、必ず氏名、住所及び連絡先（電話番号）を明記してください。（御意見の内容以外は公表しません。）

(2) 御意見は、日本語で提出してください。

4 問い合わせ先

山形県健康福祉部高齢者支援課事業指導担当

電話023-630-3359

《公表資料》

改正の概要

※ 資料の閲覧方法（次の方法で閲覧できます。）

(1) 県のホームページ

(2) 行政情報センター又は各総合支庁総合案内窓口